

新型コロナウイルス対策のための規制強化（外国人の入国一時停止措置の延長）

令和3年1月13日（総21第9号）

在デンパサール日本国総領事館

●インドネシア政府は、外国人の入国一時停止措置を、1月15日から28日までの14日間延長すると発表しました。

●延長される措置の詳細は、現時点で不明です。詳細が発表されましたら、改めてお知らせします。

1. インドネシア政府は、諸外国での感染力がより強い新型コロナウイルスの変異株発生を受け、1月1日から14日まで、一時滞在許可(KITAS)保持者や定住許可(KITAP)保持者等の例外を除き、トランジットも含めた外国人の入国を一時的に停止する措置を実施しているところですが、同政府は11日、その措置を15日から28日までの14日間延長すると発表しました。

2. 15日以降の延長について、現在実施中の措置がそのまま適用されるのか、何らかの変更が生じるのか等、詳細は現時点では不明です。詳細が発表されましたら、改めてお知らせいたします。

3. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。当館としては、邦人の皆様が不測のトラブルに巻き込まれることがないように、できるだけ速やかな情報のアップデートに努めていますが、邦人の皆様におかれても最新の関連情報の入手に努めてください。

（参考）インドネシア政府による外国人の入国一時停止に関する当館お知らせ

○新型コロナウイルス対策のための規制強化（外国人の渡航の一時停止に関する通達）

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100133217.pdf>

○新型コロナウイルス対策のための規制強化（外国人の渡航の一時停止に関する通達：訂正）

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100133229.pdf>

○外国人のインドネシア入国の一時停止に関する入国管理総局の回章発出

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100133244.pdf>